舟橋村地域公共交通会議規約（案）

（目的）

第１条　舟橋村地域公共交通会議（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号。以下「法」という。）第６条第１項の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「計画」という。）の策定及び実施等に関する協議を行うために設置する。

（事務所）

第２条　協議会は、事務所を富山県中新川郡舟橋村仏生寺 55 番地に置く。

（所掌事務）

第３条　協議会は、第１条の目的を達成するため、次の事務を行う。

⑴　計画の策定及び変更に関する協議に関すること。

⑵　計画の実施に関する協議に関すること。

⑶　計画に位置付けられた事業の実施に関すること。

⑷　計画に定められた施策の実施状況に関する調査、分析及び評価に関すること。

⑸　前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

（組織）

第４条　協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

⑴　舟橋村

⑵　公共交通事業者等及び道路管理者

⑶　公安委員会

⑷　利用者、関係団体等

⑸　その他行政機関

２　協議会に委員を置く。

３　委員の定数は、15 人以内とする。

４　委員は、第１項各号の区分に応じ、別表のとおりとする。

（会長等）

第５条　協議会に会長及び副会長をそれぞれ１人置く。

２　会長及び副会長は、前条の委員が互選する。

３　会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

４　副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（本会議）

第６条　協議会の会議（以下「本会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

２　本会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

３　委員は、都合により本会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができるものとし、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

４　本会議の議決方法は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

５　本会議は、原則として公開とする。ただし、本会議の全部又は一部を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うことができる。

６　協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は本会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

（書面開催）

第７条　会長は、軽微な事案又は緊急を要する場合においては、書面により全委員の賛否を求め、その結果をもって本会議の議決に代えることができる。

２　前項に規定する場合においては、前条第３項の規定にかかわらず、委員の代理は、これを認めない。

３　第１項に規定する議決を行った場合、会長はその結果を次回の本会議において、報告しなければならない。

（協議結果の尊重義務）

第８条　協議会の構成員は、本会議で協議が調った事項については、その協議結果を尊重しなければならない。

（事務局）

第９条　協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

２　事務局は、舟橋村総務課に置く。

３　前２項に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（委任）

第 10 条　この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な細則は、会長が別に定める。

附　則

この規約は、令和８年 11 月６日から施行する。

別表（第４条関係）

区分	構成員	委員
第４条第１項第１号	舟橋村	村長
第４条第１項第２号	富山地方鉄道株式会社鉄軌道部営業課	営業課長
	公益社団法人富山県バス協会	専務理事
	富山県タクシー協会	専務理事
	富山土木センター立山事務所	工務課長
	富山県交通運輸産業労働組合協議会	議長
第４条第１項第３号	富山県上市警察署	交通課長
第４条第１項第４号	舟橋村自治会連合会	会長
	舟橋村老人クラブ	会長
	学校	教育長
第４条第１項第５号	国土交通省北陸信越運輸局富山運輸支局	首席運輸企画専門官（企画調整担当）
	富山県交通政策局地域交通・新幹線政策室	室長